

点検・評価方法

1. 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

【参 考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 点検・評価の対象

点検評価の対象は、「第四次総合計画 第4期実施計画」の施策事務事業体系に基づいて実施した平成20年度の主な事業としています。

3. 点検・評価の方法

- ① 点検・評価にあたっては、事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等进行分析し、今後の方向性を示すこととします。
- ② 点検・評価にあたっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入ってください、ご意見やご助言をいただきました。

学識経験者 西川 信廣 氏（京都産業大学 文化学部 教授）

浅野 英一 氏（摂南大学 外国語学部 准教授）

4. 点検評価結果の構成

① 項目

点検・評価の対象を「第四次総合計画 第4期実施計画 第3章 文化を創造し生きる力を育む」の基本計画の項目ごとに点検・評価しました。

② 目標

その項目ごとに目標を掲げています。

③ 取り組みの方向

項目ごとの目標を達成するための方向性を示しています。

④ 平成20年度の主な取り組み

各項目の目標達成に向けて、平成20年度に実施していく主な取り組みを示しています。

⑤ 平成20年度の取組実績

平成20年度の主な取り組み内容を表（原則3年間）などを取り入れ、まとめています。

⑥ 点検・評価

学識経験者のご意見・ご助言をいただきながら、平成20年度の取組に対する成果や課題・方向性等を踏まえた教育委員会としての評価です。